

(整理番号 2 4 1 6)

長野地方最低賃金審議会

第 4 回長野県はん用機械器具等製造業専門部会 議事録

令和 6 年 12 月 25 日 公開

開催日時 場所	令和 6 年 10 月 11 日 14 時 58 分 ~ 16 時 17 分 長野労働局 2 階会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者代表委員	出席 2 人	定数 3 人
	使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 長野県はん用機械器具等最低賃金の改正審議について 2 答申及び部会長報告について 3 その他		
議 事 録			
開会			
岡田賃金室長 定刻より早いですが皆様お集りですので、これより長野地方最低賃金審議会令和 6 年度長野県はん用機械等製造業最低賃金専門部会の第 4 回専門部会を開催いたします。まず定足数の確認ですが、本日は、委員 9 名中 8 名にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により、本部会は有効に成立していることをご報告します。また、本日の専門部会は原則公開となっており、事務局で傍聴人を募集したところ、希望者はいなかったことをご報告いたします。なお、傍聴人の有無にかかわらず、議事録は原則公開となりますので、ご承知おきください。それではこれからの議事進行につきまして吉村部会長、よろしく願いいたします。			
吉村部会長 午前の第 3 回専門部会に引き続いて、第 4 回の専門部会ということで、よろしく願いいたします。午前中の審議は、皆さんのお陰をもちまして、あと一歩というところまでできているという印象を受けております。是非とも全会一致で結審をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。審議に			

入ります前に、議事録確認委員を指名いたしますが、労働者代表委員からは櫻井委員、使用者代表委員からは山岸委員をお願いいたします。

それでは、金額審議に入りたいと思います。前回は労使双方の合意を得ることはできませんでしたが、今回で4回目となりますので、労使がともに歩み寄っていただき、是非、全会一致で結審できるよう御協力のほどよろしく願い申し上げます。そこで、これからの審議をどのように進めたらよろしいか、ご意見をお伺いしたいと思います。前回から継続して個別協議を行うか、一旦お戻りいただいて協議した金額を全体協議の場で発表していただけるかということですが、いかがでしょうか。また、協議の公開、非公開についても改めてご意見をお伺いしたいと思います。

○櫻井委員

どちらでも構わないですけれども、午前中の最終段階で労側の方にお預かりしていた部分もありますので、一旦、午前中の3回から4回の間に打ち合わせた事項について、まず公益委員の先生方にお伝えして、使側の皆さんに伝えていただく形がよろしいかと思えます。ただし、使側委員の皆さんの同意を得られればですけれども。

○中村委員

私もこれまで公益委員の先生に考え方をお示ししてきておりますので、特に異論はありません。

吉村部会長

それでは、今回も、先ずは個別協議、非公開で進めさせていただきたいと思えます。公・労、次いで、公・使の順で行いますので、使側委員は一旦、席を外してください。

< 個別協議 >

吉村部会長

それでは、公開の上、全体協議を再開します。労使協議の結果、はん用機械器具等製造業最低賃金については、かなり使側が歩み寄っていただき、49円引上げの時間額1,043円とすることで意見がまとまりました。繰り返しとなりますが、使側が大変歩み寄っていただき、労側委員もそうであると思えますけれども、我々としても大変感謝しているところです。意見がまとまりましたので、改めて採決を行います。まず賛成の方、挙手を願います。

(賛成 公2人、労2人、使3人)

反対はなしということですね。それでは、事務局で確認してください。

荒河賃金指導官

事務局で確認させていただきます。賛成 7 人、反対 0 人。以上です。

吉村部会長

ただいまの採決の結果、全会一致となりました。従いまして、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、当専門部会の決議を長野地方最低賃金審議会の決議として、長野労働局長に答申することとします。事務局には答申案及び部会長報告案の作成をお願いしますが、事務局から何かご説明がありましたらお願いします。

岡田賃金室長

事務局から 2 点説明させていただきます。まず、1 点目、発効日についてでございます。第 1 回目の専門部会資料 7 の 2 枚目、この表が最短の効力発生予定一覧表をご覧ください。この表の最左端列に答申日、下方に本日 10 月 11 日金曜日がございますが、本日答申をいただいた場合、発効日はこの行の最右端、12 月 12 日木曜日となります。ご承知いただければと思います。

続いて、2 点目でございます。事務的な話ではありますが、本特定最賃の件名等の変更についてでございます。本日の次第の題名をご覧くださいますと、「船舶製造・修理業」の後に「,」カンマが使われており、これは日本標準産業分類の表記に合わせているものでありますが、この日本標準産業分類が本年 4 月 1 日から「,」カンマが「、」読点に変更されており、これに合わせて、件名の「,」カンマも「、」読点に修正する必要があります。また、後ほど答申文案をご覧くださいただければと思いますが、適用する使用者の範囲の定義の記載の中に、「管理, 補助的経済活動」という文言が出てまいります。こちらにも「,」カンマが使われており、こちらも日本標準産業分類の変更に伴い、「、」読点に変更する必要があります。これは、第 3 回目の資料 7 をご覧くださいますと、右側第 13 回改定については「,」カンマが使われておりますが、第 14 回改定において「,」カンマが「、」読点に変更されておりますので、この変更により、件名の「,」カンマも「、」読点に修正する必要があります。また、この資料の裏面に先ほど申し上げた件名の変更に係る新旧対照表があります。これらの変更を今回の改正決定に合わせて行う必要が出てきたということでもあります。事務局からは以上です。

吉村部会長

ただいま事務局から説明のあった 1 点目の発効日についてですが、発効日が 12 月 12 日木曜日となることについて、ご質問等がありますか。

< 質問等なし >

吉村部会長

それでは、発効日は12月12日(木)ということによろしいでしょうか。

< 各委員から、異議の無いことを確認 >

吉村部会長

次に2点目の「,」カンマの修正について、ご質問等がありますか。

< 質問等なし >

吉村部会長

それでは、「,」カンマを「、」読点に修正することによろしいでしょうか。

< 各委員から、異議の無いことを確認 >

吉村部会長

それでは事務局は、これらを踏まえて答申文案と専門部会報告案を作成してください。部会は、文案が出来上がるまで休憩とします。

< 休憩 >

吉村部会長

それでは審議を再開します。議題2 答申及び専門部会報告について、事務局で答申文案及び専門部会報告案を配付してください。

< 事務局で答申文案及び部会長報告案を配付 >

吉村部会長

それでは、事務局でそれぞれの案を朗読して下さい。

荒河賃金指導官

答申文案及び部会長報告案を朗読

吉村部会長

答申案及び部会長報告案につきましては、ただいまの文案によろしいでしょうか。

< 各委員から、異議の無いことを確認 >

吉村部会長

それでは、それぞれの文書の案の文字を消していただきまして、正式に長野労働局長に答申することにいたします。事務局は準備をお願いします。

< 吉村部会長から福永労働基準部長へ答申文を手交 >

吉村部会長

それでは、ただ今長野労働局長に答申したことについて、別途、審議会会長に対して専門部会報告書を提出して、報告することにいたします。事務局から何かございますでしょうか。

岡田賃金室長

それでは、労働基準部長からご挨拶申し上げます。

福永労働基準部長

労働基準部長の福永でございます。一言ご挨拶を申し上げます。ただいま、長野県はん用機械器具等製造業最低賃金の改正決定に関する答申をいただきまして、誠にありがとうございました。長野労働局としましては、ただいまいただきました答申を踏まえ、速やかに改正に関する諸手続きを進めてまいります。また、最低賃金・賃金引上げの支援策である各種助成金制度の一層の周知を図るとともに、最低賃金の履行確保に努めてまいります。委員の皆様方にも、それぞれのお立場で引き続きご協力をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

吉村部会長

ありがとうございました。それでは、議題3のその他ですが、事務局から何かありますでしょうか。

岡田賃金室長

改めまして、各委員の皆様には、大変ご多忙の中、集中的なご審議をいただき、誠にありがとうございました。事務局としましては、12月12日木曜日の発効に向けて、本日から10月28日月曜日までを異議申出の期間を設けさせていただき、異議申出がなければ11月12日火曜日に官報公示に関する手続きを進めてまいります。その他、事務局からお諮りしたいことがもう1点ございまして、具体的には、第1回目の資料3-2に本専門部会の運営規程がございまして、こちらの標題にも船舶製造・修理業の後に「、」カンマが使われており、これを「、」読点に修正する必要がありますが、第9条に「この規

程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う」とありますので、運営規程の題名の変更について、ご審議いただきたいと存じます。事務局からは以上です。

吉村部会長

ただいま事務局から本専門部会の運営規程の題名変更について説明がありましたので、皆様にお諮りしたいと思いますが、題名を変更することによろしいでしょうか。

< 各委員から、異議の無いことを確認 >

吉村部会長

それでは変更の議決をいただきましたので、本日付けで題名の「」カンマを「、」読点に修正し、運営規程の附則の施行期日についても、本日令和6年10月11日に改めることにいたします。

最後に、労働者代表委員から何かございますでしょうか。

櫻井委員

大変お疲れ様でございました。また、審議課程においては、いろいろ失礼な発言もあったと思いますし、何より結果につきましては使側の皆さんに本当に大きく歩み寄りをいただきまして、誠にありがとうございました。御礼を申し上げます。そして、審議の過程において、この特定最低賃金のあり方にも言及いただく場面もあったわけですし、我々もお伝えしたことがあるのですが、いずれにしても、政府が言っているように2020年代のうちに1,500円という話が出てきているところですし、それに沿って長野県の地域別最低賃金も従来ないような大きな上がり幅となっておりますし、今後またさらに加速しようということもありますので、そうなってくるとやはり特定最低賃金のあり方もおのずと問われてくるころだと思っておりますので、我々としてもその場面が来たら、しっかり論議のテーブルについて、従来のことばかりを主張することがないような形にしていきたいと考えておりますので、お伝えをしておきたいと思えます。もう一点、今日大幅な歩み寄りをいただいて、大きな改正金額となったわけですが、使側の皆さんからご指摘いただいているように、現場ではなかなか厳しい企業さんもあるということは我々も承知はしているところですし、その背景に価格転嫁がまだ進んでいないといった事実もあるということも前回からお話をいただいているところがございます。労働組合としてもそのところについて力を入れていて、多くの企業の皆さん、すべての企業の皆さんに価格転嫁しやすいような、社会づくりについても、引き続き、取組を強めてまいりたいと、今日の審議を経て、改めて強く念じたところがございますので、今後もそのような活動させていただくということを申し上げまして、御礼の言葉とさ

せていただきます。本当にありがとうございました。

齋藤委員

本当にありがとうございました。今の櫻井委員の発言が全てだと思っております。私の方から一つご提案があるのですが、私どもの事業体は、日本自動車部品工業会という団体に所属しております。その団体のホームページに、労使で作った価格転嫁のためのデータを作るツールが掲載されております。エネルギー費等を入力することによって、グラフが自動で作成できるものであって、これは労使で話し合って作ったツールでございます。価格転嫁の場合、交渉に行くのは経営者等の方々かもしれませんが、実際にそのデータは組合員が作成するというような形になっています。このツールは、労使で話し合いをしながら、より使いやすいツールとして考え出され、会員以外の皆様にも使用していただけるよう、簡単にダウンロードできるようになっております。また、そのホームページの取引適正化活動という中に、各種エクセルデータや好事例集も掲載されているので、これらを活用していただいて、皆様のご負担が少しでも軽くなることをご祈念いたします。本日はありがとうございました。

吉村部会長

使用者代表委員からは何かございますでしょうか。

中村委員

本日は、専門部会第4回までご審議いただきありがとうございました。公益委員の皆様には仲裁に入ってください、労側委員の皆様にはご理解をいただき、誠にありがとうございました。賃上げの状況ということは、非常によく分かっておりますし、使用者側もそういう情勢だということは重々分かっているし、その背景には、人材が不足していること、また近隣県との並びを意識しながら考えているところもあるのですが、それは業種、企業規模、経営者の力量等様々でございますので、どこに標準を合わせるかということが非常に難しいことになりますので、難しいことを申し上げざるを得ないということをご理解いただきたいと思います。いずれにしましても、全会一致で結審できたことは評価すべきと思いますし、先ほどの価格転嫁の問題や特に連合さんが取り組んでいただいている消費喚起の問題については我々も大変ありがたいと思っておりますので、これらも含めて、引き続き労使双方で頑張りたいと思っております。

山岸委員

大変お世話になりました、どうもありがとうございました。公益の先生方にはいろいろとご準備いただき、また、事務局の労働局の皆さんには、毎回、膨大な貴重な資料を提供いただき、ありがとうございました。先ほど、齋藤委員

から貴重なホームページの話を拝聴させていただきましたので、早速、活用させていただきたいと思います。繰り返しになりますが、同業企業の話を知ると、価格交渉には大変気を使っており、昨年 11 月 29 日の労務費の価格転嫁に関する指針がでてから少しずつ潮目が変わってきてはありますが、価格転嫁できても、次からどんどん物価が上がり、追いつかないのが現状です。何とか、国が言う成長と分配の好循環につなげていくようにしたいと思っています。皆さんから貴重な話を拝聴させていただきました、どうもありがとうございました。

土井委員

ありがとうございました。さまざまに勉強させていただきました。私は、県最賃改正審議に関わっておりまして、今年、県最賃が 50 円引き上げられた時に、中小企業の社長さん仲間から、批判を受けました。また、覚悟をして街に出て行かなくてはならないなというふうに思っておりますけれども、さまざまに勉強をさせていただいて、来年は、50 円でも 100 円でもどんどんあげましようと言えるような日本になっていったら素敵だなと思っております。以上でございます。

吉村部会長

どうもありがとうございました。

それでは、これで閉会といたします。皆様、大変ご苦労様でございました。

閉会